

成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）と今後の動向について

令和 7 年 7 月 29 日

京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター
事務局 今井 昭二

本資料作成において引用及び参考した文献等

- * 日弁連主催「成年後見制度の中間試案を考える学習会～令和 7 年 7 月 2 日資料～」
- * 令和 7 年 6 月法務省民事局 成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）

0：はじめに

成年後見制度とは

- * 法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家裁により選任された、後見人、保佐人、補助人 により本人を保護・支援する制度
- * 任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する際に、任意後見人及び委任する事務を契約にて定めておき、本人の判断能力が不十分になったのちに、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けて事務を行う制度

1：成年後見制度の現状と課題

* 制度を取り巻く状況

今後、高齢化や単独世帯の高齢者の増加等により、制度に対するニーズの増加や多様化が見込まれ、制度をより利用しやすくする必要がある。

* 制度に対する主な指摘点

- ・判断能力が回復しない限り制度の利用をやめることができない。
- ・後見人には、包括的な取消権・代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- ・本人の状況の変化に応じた後見人等の交代ができず、本人がそのニーズに合う保護を受けることができない。
- ・任意後見契約の本人の判断能力が低下したのちも適切な時機に任意後見監督人の選任申立がなされない。

2：成年後見制度に関する国内外の動向

令和 4 年 3 月： 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

～本人の特性に応じた意思決定支援に基づいた事務や適切な後見人等の選任・交代等～

令和 4 年 10 月：障害者権利条約の第 1 回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見～意思決定を代行する制度を廃止する観点、全ての障害者が法律の前

に等しく認められる保障するために民法を改正すること～

3：中間試案と流れ

法務大臣の諮詢（R6/2月）→法制審議会（R6/4～R7/6:21回）→中間試案（R7/6）→
パブリックコメント（～R7/8月25日）→法制審議会（R8/1?）→要綱案→法務大臣に
答申→法案（通常国会か）

4：中間試案の内容等（検討事項）

- ① 法定後見の開始要件
- ② 法定後見の効果（同意権、取消権）
- ③ 法定後見の効果（代理権）
- ④ 法定後見の終了
- ⑤ 法定後見の期間
- ⑥ 法定後見人の解任（交代）等
- ⑦ 法定後見人の職務及び義務（引き続き検討）
- ⑧ 任意後見人の事務の監督開始の申立権者等（引き続き検討）
- ⑨ 成年後見人等の報酬（引き続き検討）

5：求められる地域共生社会の実現目指し権利擁護支援のしくみづくり

～権利擁護支援の地域連携のネットワークの充実と強化を～

法改正が次々と行なわれていく見込み

*日常生活自立支援制度の見直し

*中核機関の法定化

*社会福祉法の改正

*その人らしく地域で生き続けることができるネットワークが不可欠となる。

権利擁護支援の地域連携ネットワークは、それぞれの地域において「権利擁護支援」を必要としている人をも含めた地域に暮らす全ての人が、「尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる」ようにするため、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携することが求められている。京田辺市権利擁護地域連携ネットワーク協議会への期待と役割は大きい。**

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

